第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第２章　香川県対策本部の設置等

第３章　関係機関相互の連携

第４章　警報及び避難の指示等

第５章　救援

第６章　安否情報の収集・提供

第７章　武力攻撃災害への対処

第８章　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

第９章　島嶼部における全島避難

第１０章　被災情報の収集及び報告

第１１章　保健衛生の確保その他の措置

第１２章　国民生活の安定に関する措置

第１３章　交通規制

第１４章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における県の初動体制について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（全部局）, 警察本部
関係機関	全指定地方行政機関, 全関係指定公共機関, 全指定地方公共機関, 市町

計画の体系

第１章
初動連絡体制の迅速な
確立及び初動措置

- １緊急事態連絡室等の設置及び初動措置
- ２国民保護対策本部に移行する場合の調整
- ３市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

１　緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1)　危機管理課情報収集体制

①　県は、現場からの情報により、武力攻撃事態等の可能性のある事案の発生を把握した場合等においては、県危機管理体制に基づき、危機管理連絡室を設置するなどして、危機管理課情報収集体制を確立する。

②　県は、情報収集や関係機関との連絡調整に努めるとともに、突発的な事案が発生した場合等における調整を行い、あわせて、緊急事態連絡室体制への移行準備を行う。

(2)　緊急事態連絡室の設置

①　県は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、県民の生命・身体・財産に被害が生じており、県として、全部局での対応の必要があると認められる場合には、緊急事態連絡室を速やかに設置する。緊急事態連絡室は、県対策本部員のうち、危機管理総局長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

②　県は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁（県警察本部長においては、警察庁）に連絡する。

③　緊急事態連絡室は、県警察、消防、管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

危機発生時のフローチャート

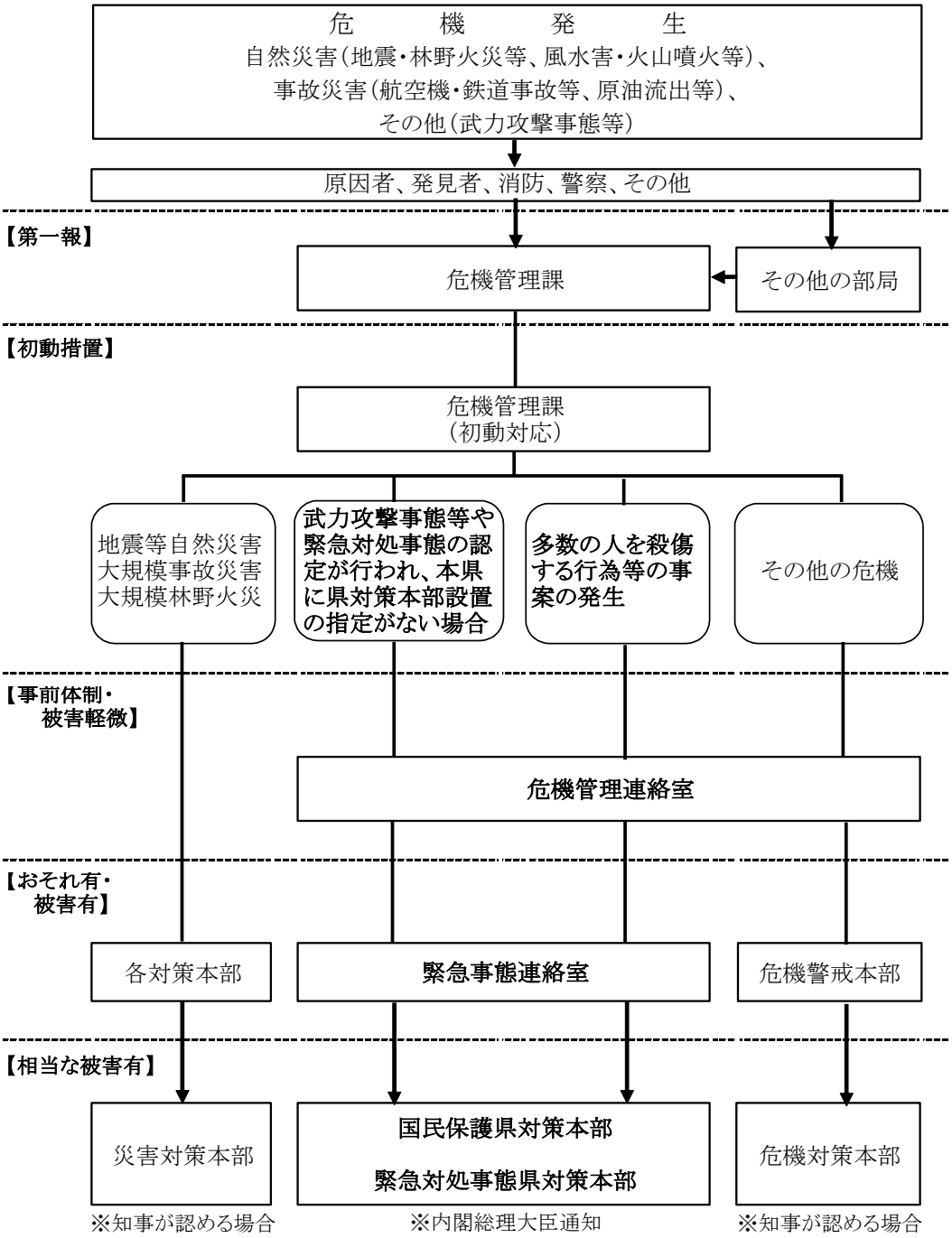

(3)　緊急事態連絡室による初動措置

県は、緊急事態連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

また、県は、事態認定後においては、必要に応じ、退避の指示や緊急通報の発令など国民保護措置を行うほか、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県対策本部を設置すべき県の指定を行う要請に関して、消防庁と連絡調整を行う。

(4)　国の関係機関、他の都道府県に対する支援の要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

緊急事態連絡室の構成

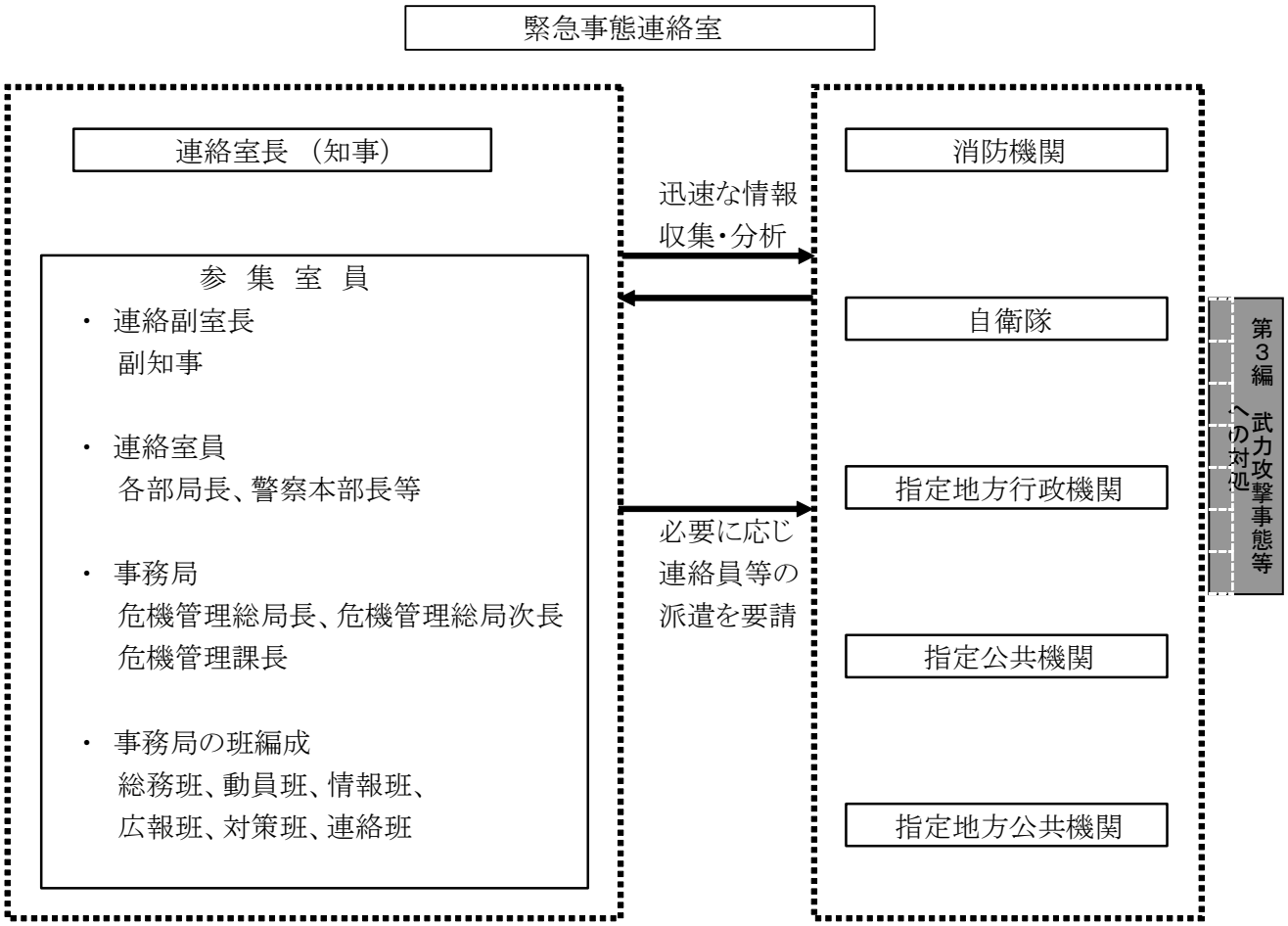

２　国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1)　国から県対策本部を設置すべき通知があった場合

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

(2)　県地域防災計画及び県危機管理体制に従い事態の対応を行っていた場合

災害対策基本法に基づき作成された県地域防災計画に従い、県災害対策本部が設置されていた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、県災害対策本部を廃止する。

また、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

また、県危機管理体制に従い、危機対策本部が設置された場合において、上記と同様の状況が発生した場合には、直ちに県対策本部を設置し、危機対策本部を廃止する。

３　市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1)　市町長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町は、県に準じた対応をとるものとする。

(2)　市町が「緊急事態連絡室」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、「緊急事態連絡室」等は廃止するものとする。

(3)　前項(2)の場合において、市町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第２章　香川県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（全部局）, 警察本部
関係機関	全指定地方行政機関, 全関係指定公共機関, 全指定地方公共機関, 市町

計画の体系

第２章
香川県対策本部の設置等
- １香川県対策本部の設置
- ２通信の確保

１　香川県対策本部の設置

(1)　県対策本部の設置手順

県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

②　知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、県対策本部に切り替える。

③　県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、県対策本部に参集するよう連絡する。

④　県対策本部の開設

県対策本部担当者は、本館５階災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県対策本部担当者は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤　交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等（ロジスティックの確保）を行う。

⑥　本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、県対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により、適宜変更を検討する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

資料編資料３－１：県対策本部の予備施設

⑵　県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町の長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

⑶　県対策本部の組織構成及び機能

県の各部局は、県対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において必要な措置を実施する。

また、各部局から県対策本部へ支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。県対策本部内には、対策本部長の意思決定を補佐するため、情報の収集・整理・集約、各関連機関との連絡調整、通信回線や通信機器の確保、その他対外的な広報活動を行う事務局を整備する。

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は次頁のとおりとする。

⑷　県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

①　広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

②　広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③　留意事項

(ｱ)　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。

(ｲ)　県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行うこと。

県対策本部の組織構成

県対策本部長：知事

県対策本部副本部長
・副知事

県対策本部員

・審議監
・総務部長
・環境森林部長
・商工労働部長
・農政水産部長
・知事公室長
・病院事業管理者
・警察本部長
・政策部長
・危機管理総局長
・健康福祉部長
・交流推進部長
・土木部長
・会計管理者
・教育長

事務局

・ 事務局長　　危機管理総局長
・ 事務局次長　危機管理総局（次長）
・ 事務局の編成
　総務班：危機管理課、くらし安全安心課、政策課
　動員班：人事・行革課
　情報班：危機管理課、くらし安全安心課、自治振興課、統計調査課、
　情報班：選挙管理委員会事務局
　広報班：広聴広報課
　対策班：危機管理課、くらし安全安心課、関係各課
　連絡班：主管課等、関係機関
　※関係各課：総務事務集中課、保健福祉総務課、医療政策課、産業政策課、林業支援課、農業生産流通課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課
　主管課等：政策課、総務学事課、環境政策課、保健福祉総務課、産業政策課、交流推進課、農政課、土木監理課、技術企画課、出納局会計課、病院局県立病院課、教育委員会事務局総務課、警察本部警備課
　関係機関：自衛隊、ライフライン事業者等

各　部　局

政策部	：	災害復旧の予算、市町税減免等に関すること等 水道施設の災害応急対策及び応急給水の支援に関すること等
総務部	：	職員の避難誘導、健康管理、外国人に関すること等 資材の緊急調達支援等
危機管理部	：	消防体制、災害通信設備、気象情報等に関すること等
環境森林部	：	飲料水の衛生確保、廃棄物の処分場に関すること等
健康福祉部	：	救援物資、医療救護施設、医薬品確保に関すること等
商工労働部	：	中小企業の応急対策に関すること等
農政水産部	：	農政水産物、施設の被害対策、家畜の防疫に関すること等
土木部	：	公共施設の応急対策、緊急輸送機能の確保、応急仮設住宅に関すること等
出納局	：	出納事務に関すること等
病院部	：	県立病院による医療班の編成に関すること等

教育委員会　：　教育関連施設の応急対策、保健管理に関すること等

公安委員会（警察本部）：交通対策に関すること等

現地対策本部（現地調整所）

(5)　県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6)　現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(7)　県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行い、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

②　国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行い、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③　職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

④　情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥　県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8)　県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

２　通信の確保

(1)　情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)　情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行い、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4)　市町における通信の確保

市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第３章　関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携し、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（自治振興課, 人事課・行革課, 男女参画・県民活動課, 危機管理課, 保健福祉総務課）, 教育委員会, 警察本部
関係機関	全指定地方行政機関, 全関係指定公共機関, 全指定地方公共機関

計画の体系

第３章
関係機関相互の連携

- １国の対策本部との連携
- ２指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請
- ３自衛隊の部隊等の派遣要請等
- ４他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託
- ５指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
- ６指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- ７県の行う応援等
- ８ボランティア団体等に対する支援等
- ９住民への協力要請

１　国の対策本部との連携

(1)　国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2)　国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(3)　武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

県は、国現地対策本部と県現地対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1)　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2)　市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

県対策本部と各関連機関との指揮命令系統

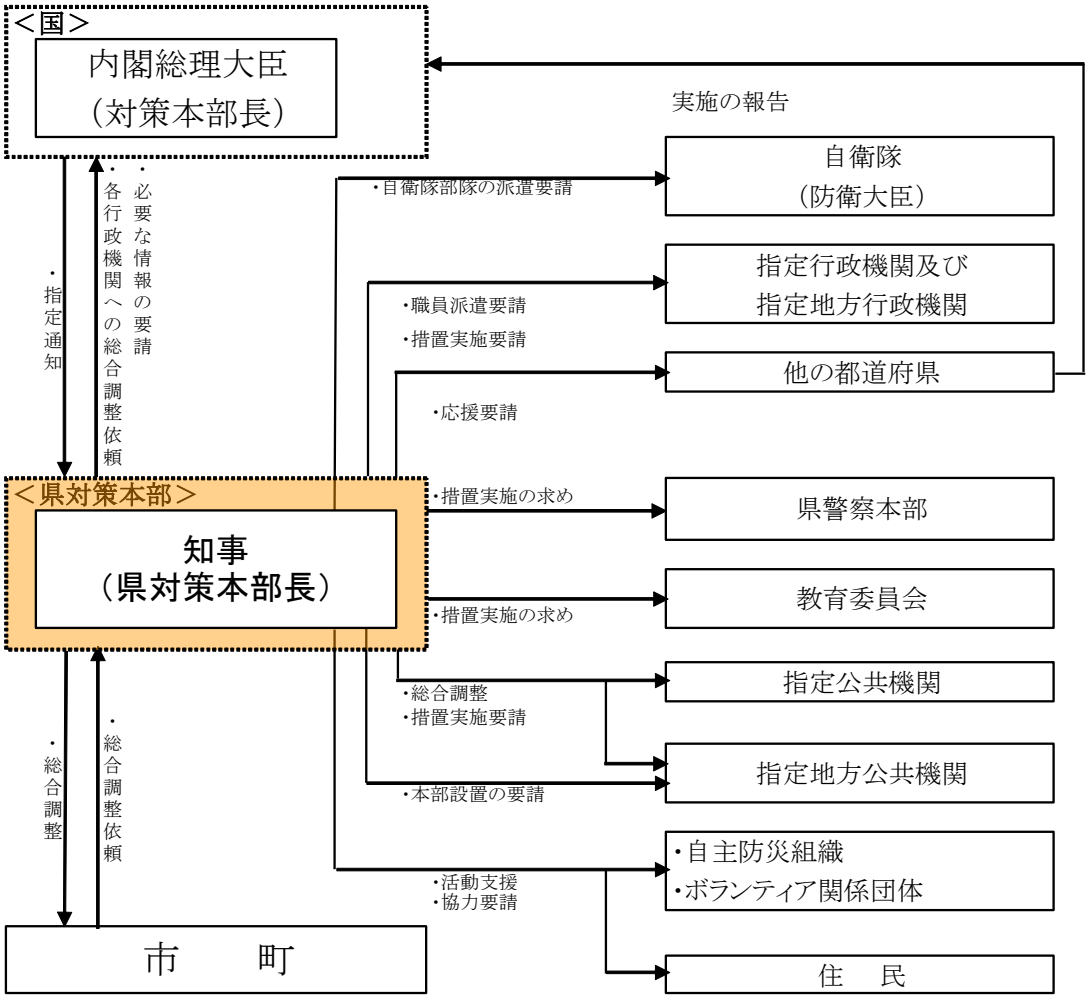

３　自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1)　知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

①　武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

②　派遣を希望する期間

③　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｱ)　避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

(ｲ)　避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

(ｳ)　武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）

(ｴ)　武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

④　その他参考となるべき事項

(2)　知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3)　知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

４　他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1)　都道府県間の応援

①　県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

②　県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

③　応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2)　事務の一部の委託

①　県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

・　委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

②　他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

５　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1)　県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2)　県は、本項(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、本項(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3)　県は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4)　県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5)　知事は、市町から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

７　県の行う応援等

(1)　他の都道府県に対して行う応援等

①　県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2)　市町に対して行う応援等

①　県は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　知事は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

③　知事は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3)　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

８　ボランティア団体等に対する支援等

(1)　自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2)　ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、必要な支援を行う。

(3)　民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

９　住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

計画の体系

- 第４章　警報及び避難の指示等
  - 第１　警報の通知及び伝達
    - 1 警報の通知等
    - 2 市町長の警報伝達の基準
    - 3 緊急通報の発令
  - 第２　避難の指示等
    - 1 避難措置の指示
    - 2 避難の指示
    - 3 避難に際しての留意点
    - 4 県による避難住民の誘導の支援等
    - 5 避難実施要領
    - 6 避難所等における安全確保等
    - 7 避難住民復帰のための措置

第１　警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（交通政策課，総務学事課，広聴広報課，危機管理課，医療政策課，観光振興課，交流推進課，港湾課，病院局），教育委員会，警察本部
関係機関	中国四国管区警察局，全関係指定公共機関，全指定地方公共機関，市町

１　警報の通知等

(1)　警報の通知

①　知事は、国の対策本部長が全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）及び従来の防災無線等により発令した警報が消防庁等から通知された場合には、直ちに、その内容を第１編第３章に掲げるところに従って、市町長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

②　知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

③　知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2)　警報の伝達等

①　県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者、栗林公園・ＮＥＷレオマワールド等の観光施設の管理者に対し、第２編第１章第４の２に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

②　県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（https://www.pref.kagawa.lg.jp/）に警報の内容を掲載する。

③　県警察は、市町と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が迅速かつ的確に伝達されるように図る。

２　市町長の警報伝達の基準

(1)　市町長は、知事から警報の通知を、国より全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

警報の通知・伝達に関する措置関連図

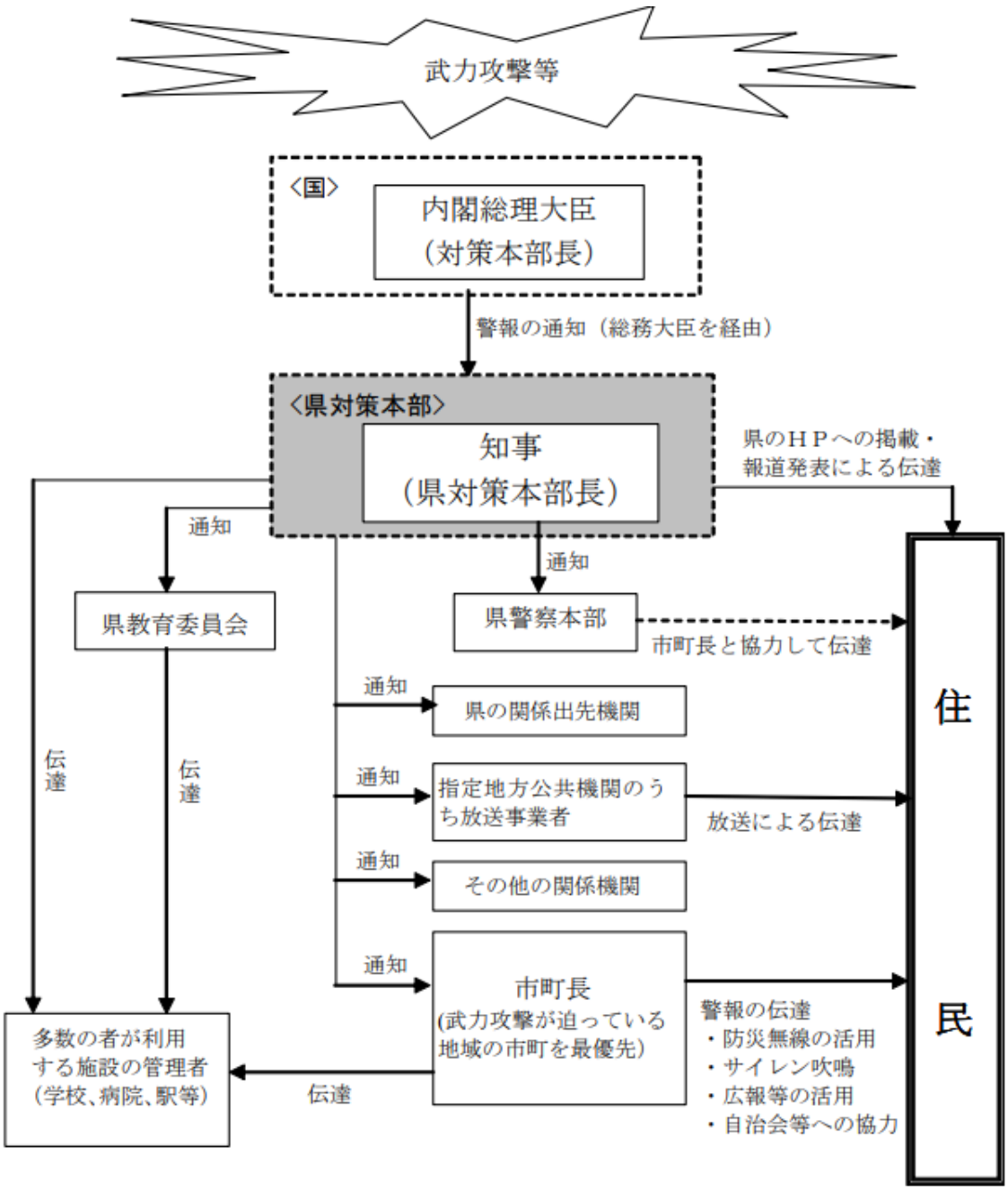

(2)　警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

②　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

(ｱ)　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

(ｲ)　なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3)　市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4)　警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。その他は警報の発令の場合と同様の方法で伝達する。

３　緊急通報の発令

(1)　緊急通報の発令

①　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

②　この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2)　緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

(3)　緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4)　放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第２　避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（自治振興課, 交通政策課, 総務学事課, 広聴広報課, 危機管理課, 環境政策課, 保健福祉総務課, 長寿社会対策課, 子ども政策課, 子ども家庭課, 障害福祉課, 医療政策課, 薬務課, 感染症対策課, 生活衛生課, 交流推進課, 農業生産流通課, 畜産課, 道路課, 港湾課）, 教育委員会, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 四国地方整備局, 四国運輸局, 大阪航空局, 第六管区海上保安本部, 日本放送協会, 四国旅客鉄道株式会社, 西日本高速道路株式会社, 本州四国連絡高速道路株式会社, 全指定地方公共機関, 市町

１　避難措置の指示

(1)　避難措置の指示を受けた場合等の連絡

①　知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を資料編に示した関係機関の連絡先に従って、市町長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。避難措置の指示の内容（法第52条第２項）を以下に示す。

(ｱ)　住民の避難が必要な地域（要避難地域）

(ｲ)　住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）

(ｳ)　関係機関が講ずべき措置の概要

②　知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2)　避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

①　要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

②　避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

③　通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3)　大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

避難の指示に関する措置関連図

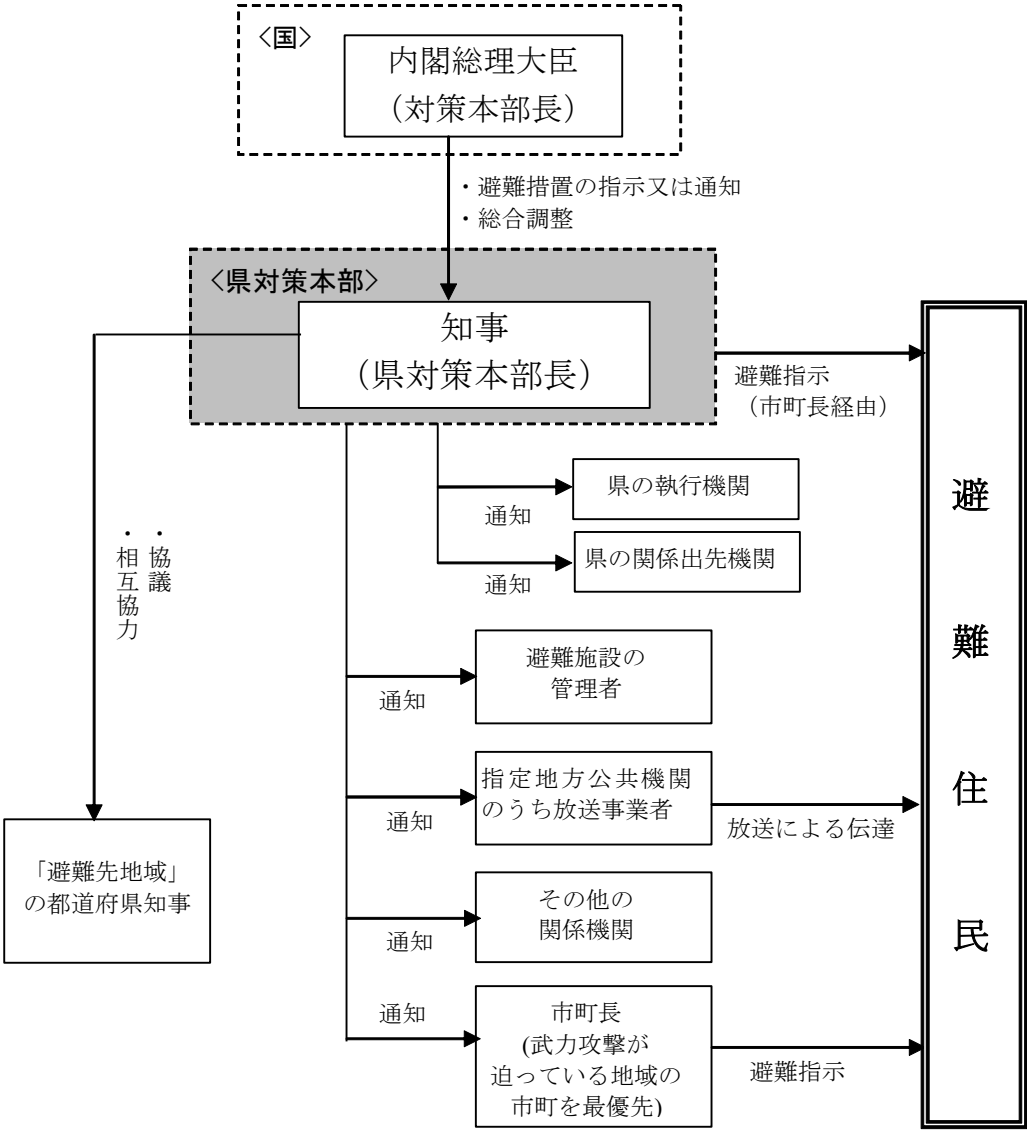

２　避難の指示

(1)　住民に対する避難の指示

①　知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。また、県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と判断した場合には、当該住民へも避難を指示する。

②　知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路（高速道路、国道、県道等。以下同じ。）や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。なお、避難の指示に際して情報の把握・調整を要する事項を、以下に示す。

(ｱ)　要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握

・　関係市町からの最新の情報の入手

(ｲ)　避難のための運送手段の調整

・　運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整

・　県警察との緊急通行車両の確認に係る調整

・　濃霧時、積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

(ｳ)　主要な避難経路や交通規制の調整

・　県警察との避難経路の選定

・　県警察との自家用車等の使用等に係る調整

・　道路の状況に係る道路管理者との調整

(ｴ)　区域内外の避難施設の状況の確認

・　避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択

(ｵ)　国による支援の確認

・　消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整

・　避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認

・　防衛省への支援要請

(ｶ)　市町との役割分担の確認

・　市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整

(ｷ)　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

・　県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整

・　国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応

(2)　放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねる。

(3)　県の区域を越える住民の避難の場合の調整

①　知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等と、あらかじめ次の事項について協議する。

・　避難住民数、避難住民の受入予定地域
・　避難の方法（輸送手段、避難経路）　等

なお、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全の確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うこととする。

②　知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

③　知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4)　国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5)　避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6)　避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7)　避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

３　避難に際しての留意点

(1)　都市部における住民避難への配慮

都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

(2)　動物の保護等に関する配慮

県は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」（環境省、農林水産省　事務連絡　平成17年８月31日）に基づき、以下の措置を講ずる。

①　危険動物等の逸走対策

(ｱ)　県は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。

(ｲ)　県は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

(ｳ)　県は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

②　要避難地域等において飼養又は管理されていた家庭動物等の保護等

(ｱ)　県は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。

(ｲ)　県は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

(3)　武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

弾道ミサイルによる攻撃、航空攻撃の場合
①弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。 ②着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。 ③このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
①国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。 ②ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。 ③知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と県警察、管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。 ④住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示する。
着上陸侵攻の場合
①大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。 ②このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていく。

ＮＢＣ攻撃の場合における住民の避難
知事は、ＮＢＣ攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

４　県による避難住民の誘導の支援等

(1)　市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2)　市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3)　市町長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に､市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4)　広域的見地からの市町長の要請の調整

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5)　市町長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われないときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6)　国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7)　内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8)　避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、自ら運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9)　指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

避難住民の誘導に関する措置関連図

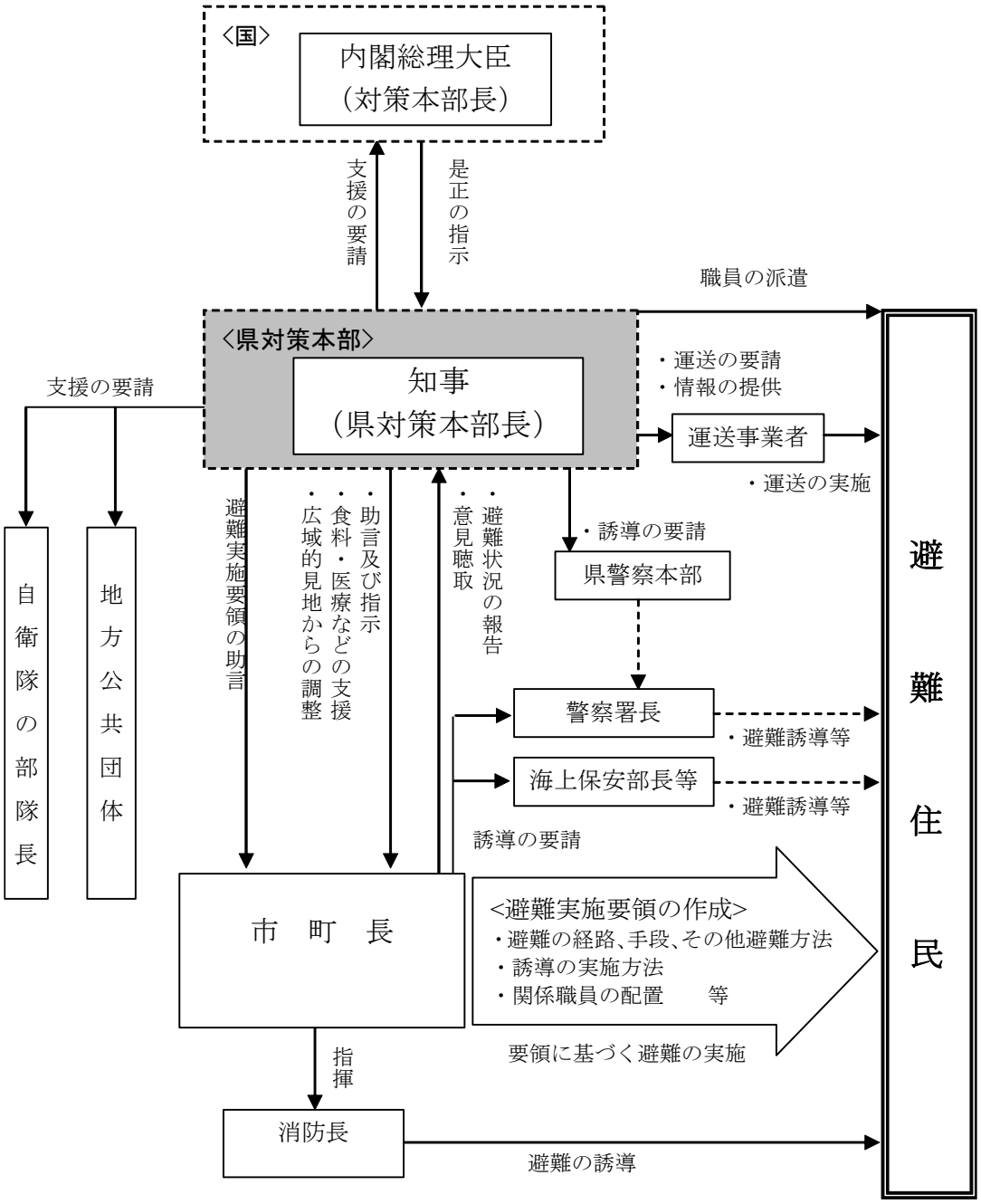

5　避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町国民保護計画の基準として定める。

(1)　避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難実施要領に定める事項を以下に示す。

①　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

②　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

③　避難の実施に関し必要な事項

(2)　避難実施要領作成の際の主な留意事項

①　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

②　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤　集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦　市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪　避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

６　避難所等における安全確保等

県警察等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

７　避難住民復帰のための措置

(1)　避難の指示の解除

知事は、避難の指示の解除を受けた場合に、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。

避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。

(2)　避難住民の復帰のための措置

市町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

(3)　市町長の避難住民の復帰に関する要領策定の支援

知事は、市町長から避難住民の復帰に関する要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の解除の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(4)　指定地方公共機関による運送の実施

県は、運送事業者である指定地方公共機関に対して、避難住民の復帰のための運送の要請を行い、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずる。

第５章　救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（総務学事課, 男女参画・県民活動課, 危機管理課, 環境政策課, 循環型社会推進課, 保健福祉総務課, 長寿社会対策課, 子ども政策課, 子ども家庭課, 障害福祉課, 医療政策課, 薬務課, 感染症対策課, 生活衛生課, 産業政策課, 経営支援課, 農業生産流通課, 水産課, 土木監理課, 港湾課, 住宅課, 病院局）, 教育委員会, 警察本部
関係機関	全指定地方行政機関, 四国旅客鉄道株式会社, ＮＴＴ西日本株式会社, 日本赤十字社, 全指定地方公共機関, 市町

計画の体系

第５章　救　援
- １救援の実施
- ２関係機関との連携
- ３救援の内容
- ４医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- ５救援の際の物資の売渡し要請等

１　救援の実施

(1)　救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次頁に示す措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

(2)　市町による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。この場合において、知事は、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知する。

(3)　着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応を行う。

救援に関する措置関連図

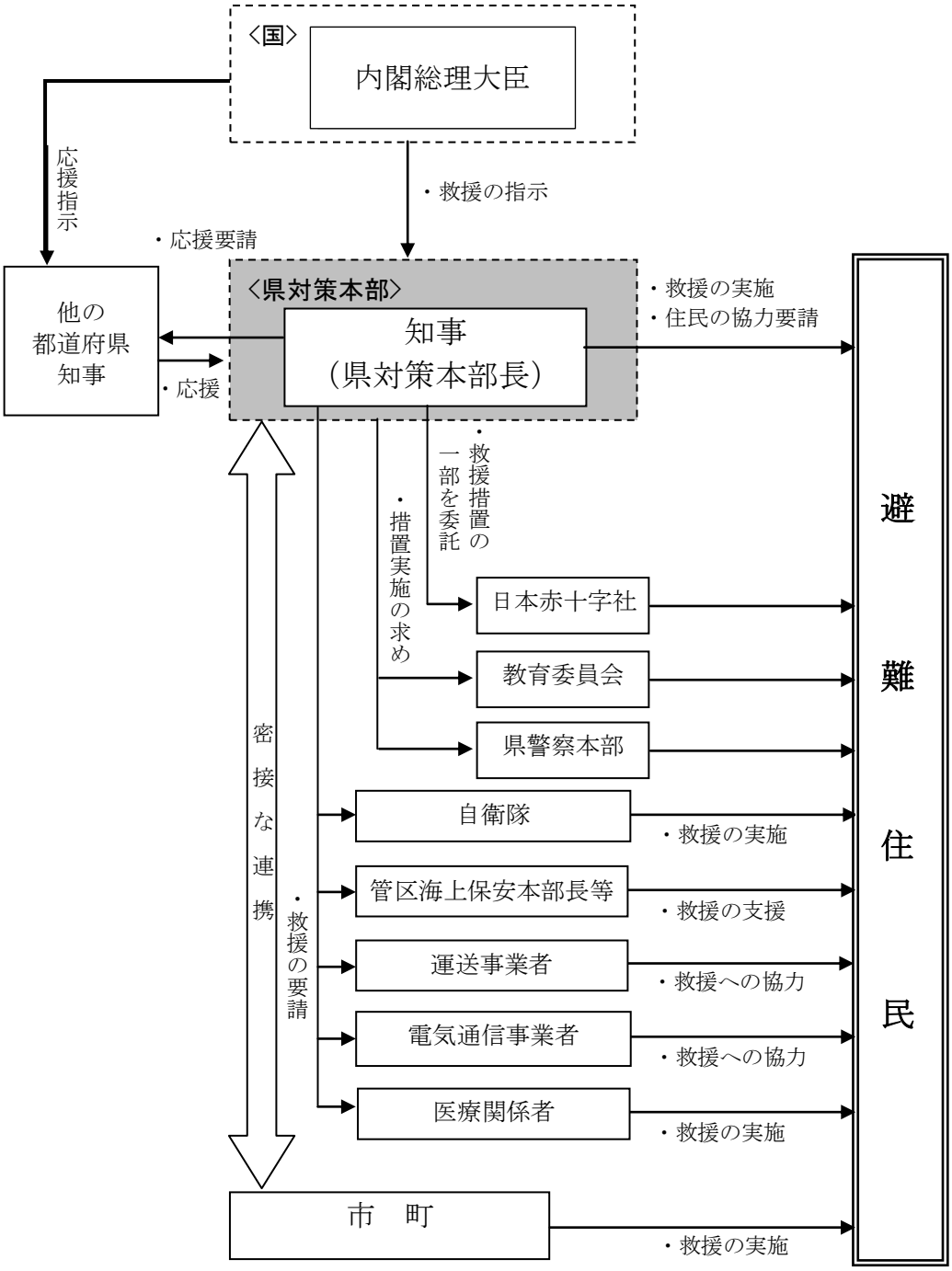

２　関係機関との連携

(1)　国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2)　他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3)　市町との連携

本章１項(2)において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町と密接に連携する。

(4)　事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

(5)　日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(6)　緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第３編第４章第２の４の(8)に準じて行う。

(7)　指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第３編第４章第２の４の(9)に準じて行う。

３　救援の内容

(1)　救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年10月１日内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2)　救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3)　救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

①　収容施設の供与

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・避難所の候補の把握 （住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）	県（危機管理課、保健福祉総務課） 市町
・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理	県（危機管理課、循環型社会推進課） 市町
・避難所におけるプライバシーの確保への配慮	県（保健福祉総務課） 市町
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に配慮した構造及び設備を有した、長期避難住宅等の確保	県（保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策課、子ども家庭課、障害福祉課） 市町
・収容期間が長期にわたる場合の対応 （宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握）	県（住宅課） 市町
・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請）	県（住宅課） 市町
・提供対象人数及び世帯数の把握	市町

②　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・食料等の備蓄物資の確認	県（保健福祉総務課、産業政策課、農業生産流通課） 市町
・飲料水等の備蓄物資の確認	県（環境政策課、保健福祉総務課、危機管理課） 市町
・生活必需品等の備蓄物資の確認	県（保健福祉総務課、産業政策課、経営支援課） 市町
・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請	県（保健福祉総務課、産業政策課、経営支援課）
・提供対象人数及び世帯数の把握	市町

・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制	県（保健福祉総務課、産業政策課、水産課、道路課、港湾課） 市町、警察本部

③　医療の提供及び助産

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・医薬品及び医療用資機材の所在の確認	県（医療政策課、薬務課）市町
・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集	県（保健福祉総務課） 市町、警察本部
・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集	県（医療政策課） 市町
・避難住民等の健康状態の把握	県（保健福祉総務課） 市町
・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握	県（医療政策課、薬務課）市町
・医薬品及び医療用資機材が不足した場合の対応	県（医療政策課、薬務課）市町
・医薬品及び医療用資機材の引渡し場所や一時集積場所の確保	県（医療政策課、薬務課）市町
・臨時の医療施設における応急医療体制の確保	県（医療政策課） 市町
・ＮＢＣ対応資機材・医薬品の所在の確認等	県（危機管理課、医療政策課、薬務課）市町

④　被災者の捜索及び救出

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携	県（危機管理課） 市町、警察本部
・被災情報、安否情報等の情報収集への協力	市町、警察本部

⑤　埋葬及び火葬

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握	県（生活衛生課） 市町
・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制	県（生活衛生課） 市町
・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保	県（生活衛生課） 市町
・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成９年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）	県（生活衛生課） 市町
・県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施	県（生活衛生課） 市町、警察本部
・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第５条及び第14条の特例）	県（生活衛生課） 市町

⑥　電話その他の通信設備の提供

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握	県（危機管理課） 市町
・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整	県（危機管理課） 市町
・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定	県（危機管理課） 市町
・聴覚障害者等への対応	県（障害福祉課） 市町
・通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請	県（危機管理課） 市町

⑦　福祉サービスの提供

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握	県（保健福祉総務課） 市町
・これらの者からの相談対応	県（保健福祉総務課） 市町
・これらの者に対する避難生活上の支援	県（保健福祉総務課） 市町
・福祉避難所の設置	県（保健福祉総務課、住宅課） 市町
・福祉サービスの提供に係る国等への支援要請	県（保健福祉総務課） 市町

⑧　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）	県（住宅課） 市町
・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保	県（住宅課） 市町
・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定	県（住宅課） 市町
・応急修理の相談窓口の設置	県（住宅課） 市町
・住宅の修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請	県（住宅課） 市町村

⑨　学用品の給与

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・児童生徒の被災状況の収集	県（総務学事課、教育委員会）市町
・不足する学用品の把握	県（総務学事課、教育委員会）市町

・学用品の給与体制の確保	県（総務学事課、教育委員会）市町
・教科書等の給与に係る国等への支援要請	県（総務学事課、教育委員会）市町

⑩　死体の捜索及び処理

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携	県（危機管理課、生活衛生課）市町、警察本部
・被災情報、安否情報の確認	県（危機管理課） 市町、警察本部
・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定	県（生活衛生課） 市町、警察本部
・死体の処理方法 （死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）	県（生活衛生課） 市町
・死体の一時保管場所の確保	県（生活衛生課） 市町

⑪　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

実施内容及び詳細	実施機関、関係機関
・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集	県（住宅課） 市町
・障害物の除去の施工者との調整	県（住宅課） 市町
・障害物の除去の実施時期	県（住宅課） 市町
・障害物の除去に関する相談窓口の設置	県（住宅課） 市町

４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、救護に関する総合調整や必要な医薬品の確保などの実施のほか、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

①　核攻撃等の場合の医療活動

実施内容及び詳細	実施機関
・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施	県（医療政策課、薬務課、病院局）
・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施	県（医療政策課、薬務課、病院局）

②　生物剤による攻撃の場合の医療活動

実施内容及び詳細	実施機関
・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置 （必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）	県（医療政策課、感染症対策課、病院局）
・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施	県（医療政策課、薬務課、病院局）

③　化学剤による攻撃の場合の医療活動

実施内容及び詳細	実施機関
・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施	県（医療政策課、薬務課、病院局）

５　救援の際の物資の売渡し要請等

(1)　救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- 医療の要請及び指示

(2)　指定行政機関の長等への要請

知事は、特定物資を緊急かつ大量に確保する必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、(1)に定める特定物資の売渡しの要請等を知事に代わって行うことを要請する。

(3)　公用令書の交付

①　公用令書による収用等の手続き

(1)及び(2)に基づき、特定物資を確保し、又は土地等を使用する処分については、知事並びに指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、公用令書を交付して行わなければならない。

②　公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手続き等については、施行令に基づき実施する。

(4)　医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第６章　安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行い、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

主な実施担当	県（総務学事課, 男女参画・県民活動課, 広聴広報課, 国際課, 危機管理課, 保健福祉総務課, 医療政策課, 病院局）, 教育委員会, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 四国旅客鉄道株式会社, 日本赤十字社, 全指定地方公共機関, 市町

計画の体系

第６章
安否情報の収集・提供

- １安否情報の収集
- ２総務大臣に対する報告
- ３安否情報の照会に対する回答
- ４日本赤十字社に対する協力
- ５市町による安否情報の収集及び提供の基準

１　安否情報の収集

(1)　安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2)　県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3)　安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4)　安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

安否情報の収集に関する措置関連図

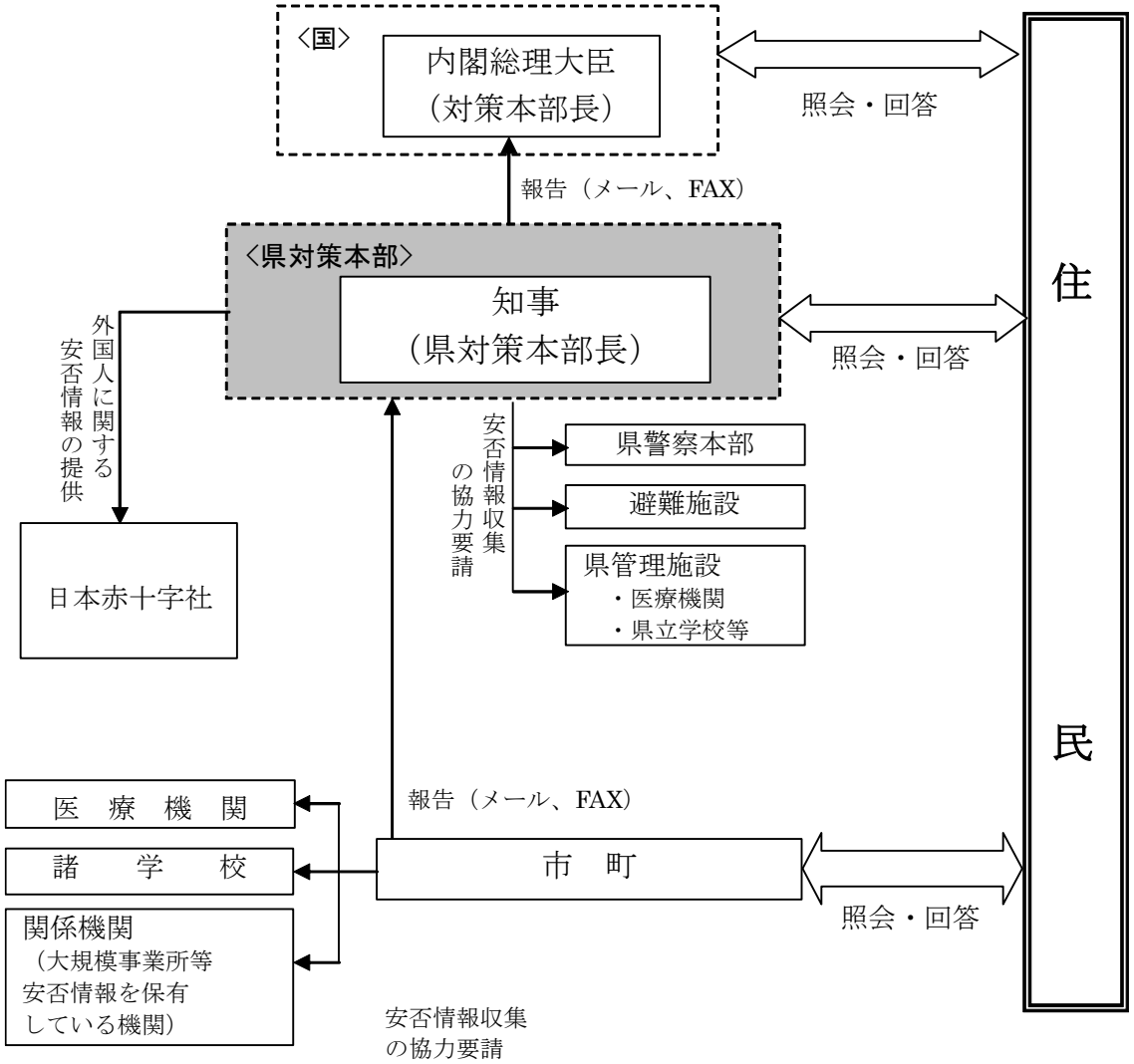

２　総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編資料３－２：安否情報省令に規定する様式第３号

３　安否情報の照会に対する回答

(1)　安否情報の照会の受付

①　県は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

資料編資料３－３：安否情報省令に規定する様式第４号

(2)　安否情報の回答

①　県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により照会者の確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

②　県は、照会に係る者（以下、この項において、「本人」という。）の同意があるとき、本人の安否を家族等の関係者に伝えることが本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき（本人が意識不明である場合や、照会対象者が非常に多数で照会への迅速な対応には本人同意の確認作業を行うことが著しく不合理である場合など）、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編資料３－４：安否情報省令に規定する様式第５号

(3)　個人の情報の保護への配慮

①　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

②　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、本章３項(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

５　市町による安否情報の収集及び提供の基準

(1)　市町による安否情報の収集

市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2)　市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第７章　武力攻撃災害への対処

計画の体系

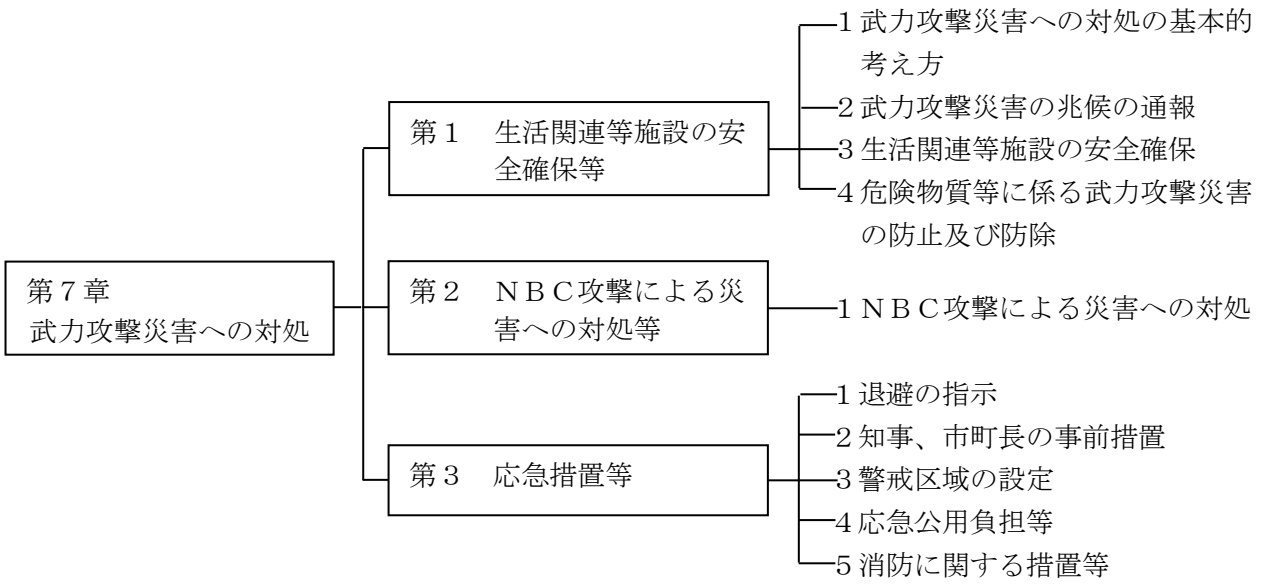

第１　生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（危機管理課, 環境管理課, 薬務課, 河川砂防課, その他生活関連等施設所管課）, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 四国総合通信局, 四国厚生支局, 香川労働局, 中国四国農政局, 四国森林管理局, 四国経済産業局, 中国四国産業保安監督部四国支部, 四国地方整備局, 四国運輸局, 大阪航空局, 高松海上保安部

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1)　武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2)　国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受

けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3)　対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

３　生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1)　生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2)　施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3)　県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4)　立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請し、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

立入制限区域の考え方について以下に示す。

①　範囲

生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域を県公安委員会又は海上保安部長等が指定することとされている。

②　公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにすることとされている。

③　効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令することとされている。

(5)　国の対策本部との緊密な連携

知事は､武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察、海上保安部長等、消防、自衛隊等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6)　国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

４　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1)　危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

①　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

②　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2)　警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、本項(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

物質の種類	区分	措置		
		1号	２号	３号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町以外の市町の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第１２条の３	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○

の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に揚げる物質を業務上取り扱う者が取扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○

備考１　この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

備考２　自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。

備考３　表中の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号　取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号　所在場所の変更又はその廃棄

または、表中の○は、国民保護法第103条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

第２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

県は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、ＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（水資源対策課，危機管理課，環境政策課，環境管理課，保健福祉総務課，医療政策課，薬務課，感染症対策課，産業政策課，農業生産流通課，水産課），警察本部
関係機関	中国四国管区警察局，第六管区海上保安本部，自衛隊，四国厚生支局，四国旅客鉄道株式会社，日本赤十字社，高松琴平電気鉄道株式会社，一般社団法人香川県バス協会，一般社団法人香川県トラック協会，ジャンボフェリー株式会社，香川県離島航路事業協同組合，一般社団法人香川県医師会，独立行政法人水資源機構

１　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

県は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1)　応急措置の実施

知事は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2)　国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3)　関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関、県警察、管区海上保安本部及び自衛隊等からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健福祉事務所を通じて環境保健研究センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4)　汚染原因に応じた対応

県は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農水産物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省及び農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

①　核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

②　生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健福祉事務所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、香川県環境保健研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③　化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5)　知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

知事及び県警察本部長の権限表

	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限　・移動の禁止　・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限　・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限　・立入りの禁止　・封鎖
６号	場所	・交通の制限　・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

権限行使時に掲げる事項表

１．	当該措置を講ずる旨
２．	当該措置を講ずる理由
３．	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
４．	当該措置を講ずる時期
５．	当該措置の内容

第３　応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（危機管理課, 土木監理課, 技術企画課, 河川砂防課）, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 第六管区海上保安本部, 市町

１　退避の指示

(1)　退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

(2)　屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

①　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

②　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し､その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3)　退避の指示に伴う措置

①　県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施し、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

②　県は、退避の指示をした場合は、直ちに退避を要する地域を管轄する市町長、その他関係機関等に通知する。

③　当該通知を受けた県警察、関係機関等は、退避に関する必要な措置を講ずる。

④　県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図

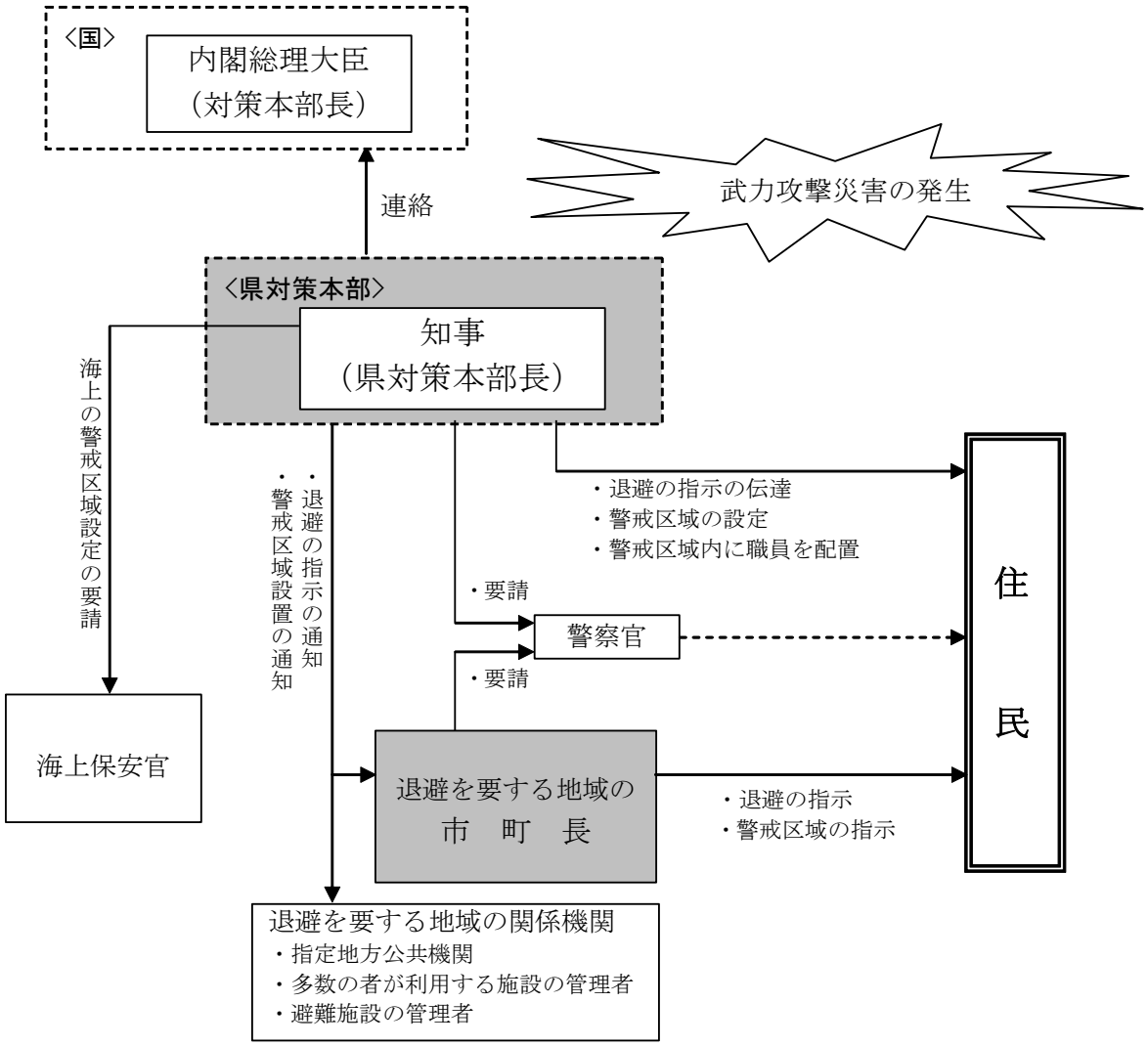

(4)　警察官による退避の指示

警察官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

２　知事、市町長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町長へ通知する。

また、市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町長から要請があったときは、同様の指示をする。

３　警戒区域の設定

(1)　警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2)　警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3)　警戒区域設定に伴う措置

① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4)　警察官による警戒区域の設定等

① 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

４　応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

５　消防に関する措置等

(1)　消防に関する措置等

①　消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

②　県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の援助の要求を行う。

(2)　消防等に関する指示

①　市町長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

②　消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

③　消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、②の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

なお、知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

(ｱ)　消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

(ｲ)　消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

(ｳ)　消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町のため、他の市町長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町の属する都道府県の知事に対する通知

消防等に関する措置関連図

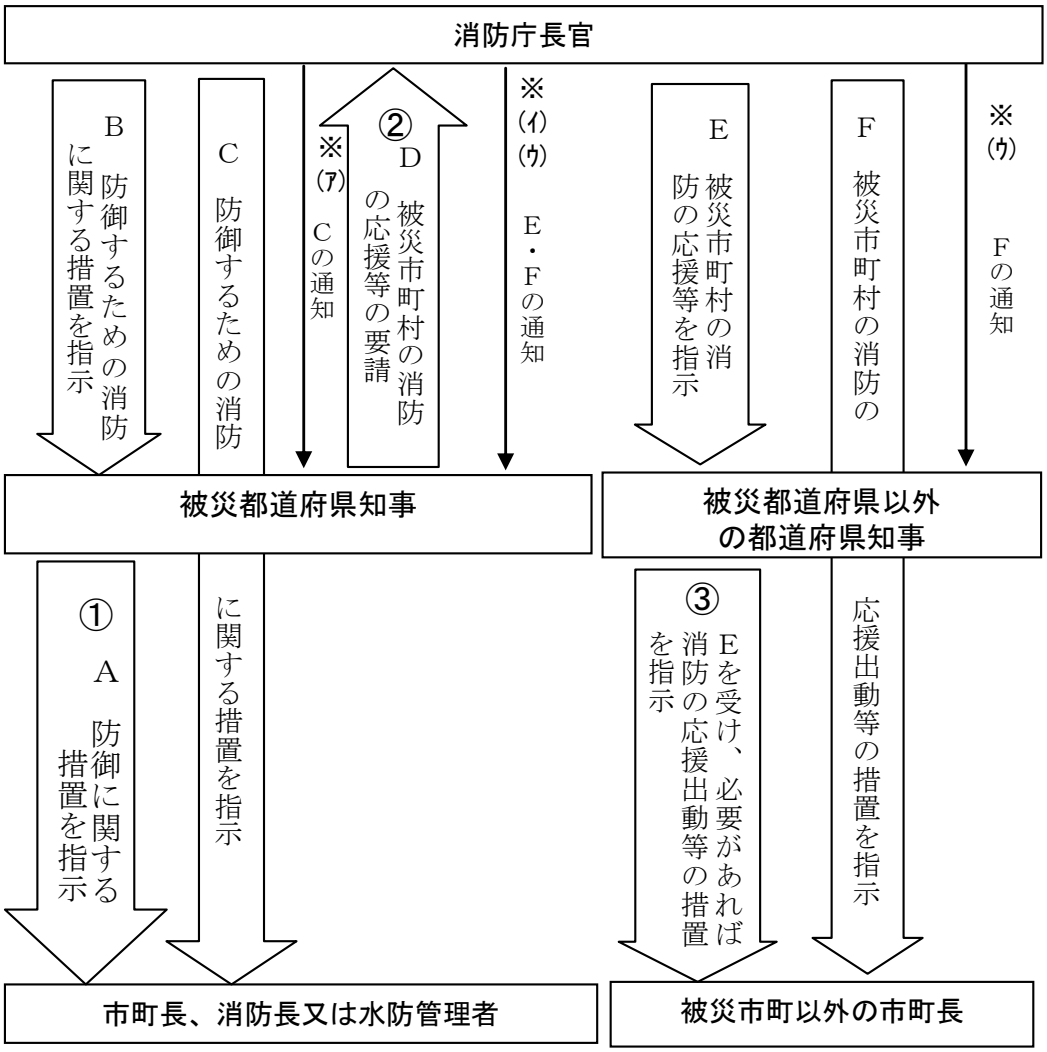

注）図中の①、②、③は、それぞれ前頁の(2)①、(2)②、(2)③、に対応している。
※(ｱ)、※(ｲ)、※(ｳ)は、それぞれ前頁の(2)③の(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に対応している。

第８章　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域では、石油、高圧ガス等の危険物質が大量に貯蔵・取扱いされており、武力攻撃事態等により重大な被害が発生するおそれがあるため、特別な注意を払う必要がある。

番の州地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）における武力攻撃災害への対処は、原則として、県石油コンビナート等防災計画に定められた措置に準ずるものとし、県石油コンビナート等防災計画に定める措置を行う。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について以下のとおり定める。

主な実施担当	県（危機管理課）, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 第六管区海上保安本部, 坂出市消防本部, 坂出市

計画の体系

第８章
石油コンビナート等に係る
武力攻撃災害への対処

- １武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方
- ２平素からの備え
- ３武力攻撃災害への対処

１　武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

(1)　関係機関との連携

県は、平素から特別防災区域における武力攻撃災害に対し、迅速かつ効率的に対応できるよう、国、市町、特定事業者及びその他の石災法第27条第３項第４号に定められる関係機関（以下「防災関係機関」という。）との連携体制を整備する。

特に、特別防災区域内に所在する特定事業所プラント等において相互に関連する部分が多いため、特別防災区域に係る被害については、特別防災区域の事業者が共同して対処する必要がある。

(2)　住民の生命、身体及び財産の保護

県は、市町、特定事業者及びその他の防災関係機関とともに、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から県民の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力をする。

２　平素からの備え

(1)　情報の収集及び伝達

県は、特別防災区域に武力攻撃事態が発生した場合、国、市町、特定事業者及びその他の防災関係機関と正確な情報収集及び伝達が可能となるように連絡体制を整備するとともに、国民保護県対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

(2)　訓練の実施

特定事業者及びその他の防災関係機関は、単独又は共同で災害応急対策のための実践的技能の向上、一体的活動体制の確立等を目的とする防災訓練を実施するものとする。

また、防災上の措置に関する訓練について応用が可能な項目について、県は、国民保護措置の訓練と防災の訓練を相互に応用、連携させて行うよう努める。

(3)　防災資機材等の整備強化

県は、特定事業者及びその他の防災関係機関とともに、県石油コンビナート等防災計画に準拠し、特別防災区域に係る災害の予防及び応急対策に必要な資機材等の計画的な整備及び備蓄に努める。

また、特定事業者は、石災法に定められた流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等を設置するとともに、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の防災資機材を整備し、相互協力により効果的な応急対策を実施するものとする。

防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策が講じられるよう防災資機材等の整備強化を図るとともに、その状況を常に把握し相互協力により、応急対策を実施できるよう効果的に実施するものとする。

３　武力攻撃災害への対処

(1)　通報体制の整備

特定事業所において異常現象の発生を発見した者は、直ちに、その旨を坂出市消防本部（海上の異常現象の場合には海上保安庁）へ通報しなければならない。

また、坂出市消防本部は、第１報の通報を受けた場合、簡潔かつ瞬速に香川県石油コンビナート等防災本部、坂出警察署、坂出海上保安署へ通報を行うものとする。

(2)　武力攻撃災害の発生、拡大の防止

県は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、県石油コンビナート等防災計画に準拠し、情報収集連絡体制の確立を図るとともに、県石油コンビナート等現地防災本部を設置し、災害の発生、拡大の防止のための必要な措置を直ちにとる。

(3)　住民の避難等の措置

県は、国の対策本部長による警報が発令され、避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。この場合において、避難の指示及び避難誘導に関する具体的な措置は、県石油コンビナート等防災計画に定められた手順、体制によって実施する。

(4)　要員の安全の確保

防災関係機関は、特別防災区域において、応急措置、応急対策及び情報収集の措置を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第９章　島嶼部における全島避難

本県には、小豆島をはじめ、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島等の110余の島が存在する。そのうち有人の島は24あり、全島民数は31,510人である。また、観光客等の一時滞在者も多い。

これら島嶼部における武力攻撃災害への対処に当たっては、的確かつ迅速に避難措置を行うため、全島避難等の事項について以下のとおり定める。

主な実施担当	県（地域活力推進課,危機管理課,保健福祉総務課,水産課）,警察本部
関係機関	中国四国管区警察局,四国地方整備局,四国運輸局,大阪航空局,第六管区海上保安本部,四国旅客鉄道株式会社,一般社団法人香川県バス協会,一般社団法人香川県トラック協会,ジャンボフェリー株式会社,香川県離島航路事業協同組合,市町

計画の体系

第９章
島嶼部における全島避難
- １基本的考え方
- ２平素からの備え
- ３全島避難の実施

１　基本的考え方

(1)　計画的な全島避難

島嶼部については、武力攻撃事態等において避難措置の指示を受けたときは、全島民（島内に一時的に滞在しているものを含む。以下「島民等」という。）を計画的に県内もしくは近隣県へ避難させることを基本とする。

(2)　現地対策本部の設置

知事は、全島避難を行うにあたっては、必要に応じて現地対策本部を設置するなど、要避難地域の住民と連携・協力し、島民等の全島避難を円滑に実施する。

(3)　住民の生命、身体及び財産の保護

県は、市町、その他の防災関係機関とともに、全島避難等に関する総合的な施策の推進を図り、武力攻撃災害から島民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力をする。

２　平素からの備え

(1)　情報の収集及び伝達

県は、武力攻撃事態が発生した場合、国、近隣県、市町、その他の防災関係機関と正確な情報収集及び伝達が可能となるように連絡体制を整備するとともに、国民保護県対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

また、県は、武力攻撃災害により、中継所の破壊等が行われた場合の通信の途絶えを補完できる通信体制を整備する。

県警察は、島嶼部においても、ヘリコプターテレビ伝送システムなど、その保有する手段を活用した情報収集・連絡体制を確保するよう努める。

(2)　基礎的資料の収集・整備

県は、島嶼部においては、以下の資料を準備する。

・県内及び近隣県の主要な港湾施設に関する資料

・全島避難時に使用する船舶等の輸送能力に関する資料

・島内にある港湾等までの輸送体制に関する資料

(3)　警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備

県は、警報及び避難の指示等の漁業従事者に対する伝達が行われるように、各市町と漁業協同組合間の連絡体制づくりを促すとともに、管区海上保安部本部との連携体制を確保する。

３　全島避難の実施

(1)　全島避難の計画

県は、全島避難を実施するにあたり、避難の準備から避難先の確保までを含めた全体的な方針を策定し、計画的に避難措置を実施する。

県は、避難措置の実施にあたり、相互応援協定を締結している隣接県に対して応援を要請するなど、島民等を安全・確実に避難させるための調整を行う。

また、市町に対して要配慮者を優先的に避難誘導するように要請するなど、要配慮者を安全・確実に避難させるための調整を行う。

(2)　関係機関との連携

①　知事は、離島の住民の避難が必要と判断する場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める。また、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡する。

・避難すべき住民の数、想定される避難方法

・現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

②　知事は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。

③　①、②において、県は、市町と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定める。

(3)　安否情報の収集及び照会・回答

県は、全島避難にあたっては、特に避難者漏れの防止について留意する必要があることから、次の事項に留意して、安否情報の収集及び照会・回答を行う。

・市町長による避難者名簿の作成

・避難島民等を誘導する市町職員の避難者名簿の携行

(4)　避難者に関する留意事項

県は、全島避難における避難生活において、全島避難の特性にかんがみ、次の事項について特に留意する。

・避難が長期化することが予想されることから、長期の避難生活を想定した施設の提供

・早い段階から県営住宅等を提供できる態勢の確保

第１０章　被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（全部局）, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 第六管区海上保安本部, 全指定地方公共機関, 市町

(1)　被災情報の収集及び報告

①　県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

②　県は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

③　県は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに消防庁に報告する。

④　県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求め、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

⑤　県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中国四国管区警察局に速やかに連絡する。

(2)　市町及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第１１章　保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（循環型社会推進課, 保健福祉総務課, 長寿社会対策課, 子育て支援課, 障害福祉課, 医療政策課, 薬務課, 感染症対策課, 生活衛生課, 病院局）, 教育委員会
関係機関	四国厚生支局, 日本赤十字社, 一般社団法人香川県医師会

計画の体系

第11章
保健衛生の確保その他の措置
- １保健衛生の確保
- ２廃棄物の処理
- ３文化財の保護

１　保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1)　保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師及び薬剤師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2)　防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3)　食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4)　栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

２　廃棄物の処理

(1)　廃棄物処理の特例

①　県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

②　県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

③　平素から県は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2)　廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年３月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、関係団体の協力を得て、武力攻撃災害により発生した廃棄物処理体制を整備する。

①　県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

②　県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

３　文化財の保護

(1)　重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

①　県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

②　また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2)　国宝等の被害を防止するための措置の施行

①　県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

②　この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第１２章　国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（総務学事課，税務課，くらし安全安心課，保健福祉総務課，産業政策課，経営支援課，労働政策課，農業経営課，道路課，河川砂防課，港湾課，下水道課），教育委員会
関係機関	四国旅客鉄道株式会社，ＮＴＴ西日本株式会社，四国電力株式会社，四国電力送配電株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，日本赤十字社，四国ガス株式会社，高松琴平電気鉄道株式会社，一般社団法人香川県バス協会，一般社団法人香川県トラック協会，ジャンボフェリー株式会社，香川県離島航路事業協同組合，一般社団法人香川県医師会，独立行政法人水資源機構

計画の体系

第12章
国民生活の安定に関する措置
- １生活関連物資等の価格安定
- ２避難住民等の生活安定等
- ３生活基盤等の確保

１　生活関連物資等の価格安定

(1)　知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

①　生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

②　生活関連物資等の需給・価格動向について、必要な情報の把握に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2)　県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

①　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

(ｱ)　特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第３条）

(ｲ)　特定物資を生産、輸入又は販売する事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第４条第１項）

(ｳ)　売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第４条第２項）

(ｴ)　売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第４条第４項及び第５項）

(ｵ)　売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第５条第１項及び第２項）

②　国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第３条第１項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

(ｱ)　指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第６条第２項及び第３項）

(ｲ)　指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第７条）

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第１項）

③　物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第４条及び第７条並びに物価統制令施行令第２条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、(ｱ)及び(ｲ)の措置を講ずる。

(ｱ)　統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第３条第１項但書）

(ｲ)　履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第８条ノ２但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第１項）

２　避難住民等の生活安定等

(1)　被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2)　公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3)　就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4)　生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

３　生活基盤等の確保

(1)　県等による生活基盤等の確保

①　水道事業者、工業用水道事業者である地方公共団体は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②　河川管理施設、道路、港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾を適切に管理する。

③　流域下水道管理者である県は、流域下水道施設を適切に管理する。

(2)　指定地方公共機関等による生活基盤等の確保

①　電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。

②　水道事業者である地方公共団体は、それぞれの国民保護計画等で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

③　運送事業者である指定地方公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

④　電気通信事業者である指定地方公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとされている。

⑤　一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

⑥　病院その他の医療機関である指定地方公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとされている。

⑦　河川管理施設、道路及び港湾の管理者である地方公共団体及び指定地方公共機関等は、それぞれの国民保護計画等で定めるところにより、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理することとされている。

第１３章　交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行い、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（危機管理課, 道路課）, 警察本部
関係機関	中国四国管区警察局, 四国地方整備局, 西日本高速道路株式会社, 本州四国連絡高速道路株式会社

(1)　交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2)　交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3)　緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4)　交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5)　緊急交通路確保のための権限等

①　交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

②　放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③　運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④　障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6)　関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第１４章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	県（危機管理課, 保健福祉総務課），警察本部
関係機関	日本赤十字社, 一般社団法人香川県医師会

(1)　国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

①　赤十字標章等（法第157条）

(ｱ)　標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第８条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

(ｲ)　信号

第一追加議定書第８条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

(ｳ)　身分証明書

第一追加議定書第18条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(ｴ)　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

白地に赤十字

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな形）

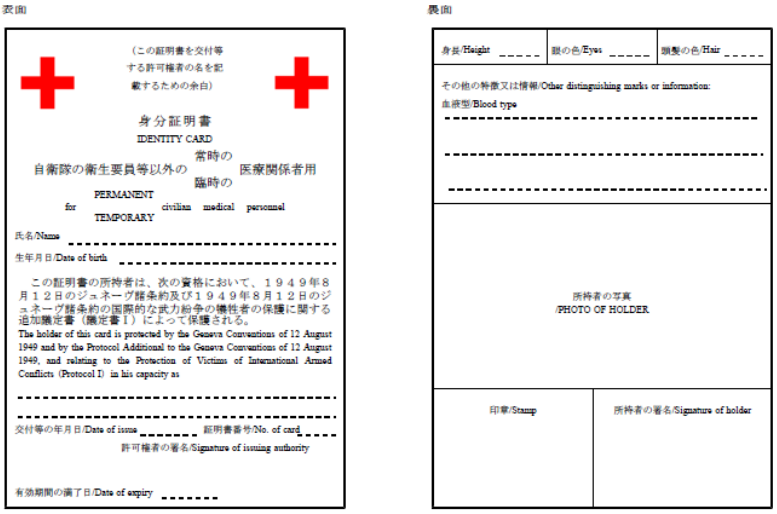

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

② 特殊標章等（法第158条）

(ｱ) 特殊標章

第一追加議定書第66条３に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(ｲ) 身分証明書

第一追加議定書第66条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(ｳ) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

オレンジ色地に
青の正三角形

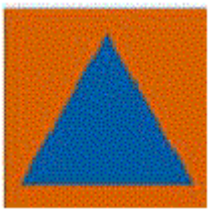

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形）

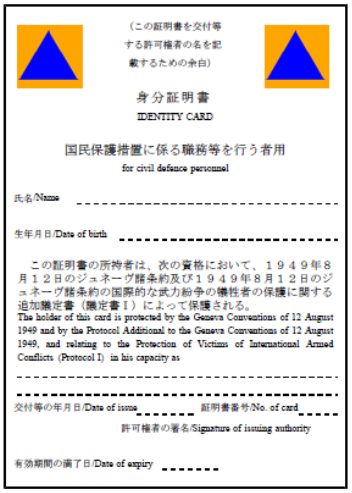

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

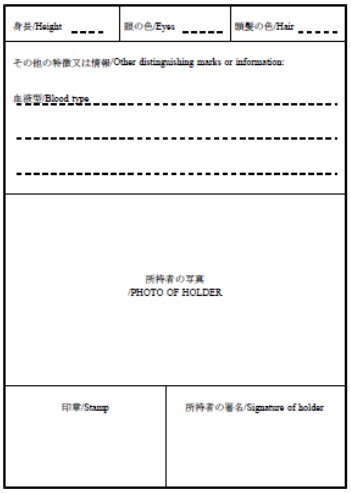

身長/Height　眼の色/Eyes　頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp　所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

(ｱ) 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

(ｲ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

(ｱ) 医療機関である指定地方公共機関

(ｲ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(ｱ)　知事

・　国民保護措置に係る職務を行う県の職員

・　知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

・　知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(ｲ)　県警察本部長

・　国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員

・　県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

・　県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②　知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

特殊標章等の種類

特殊標章等の種類		許可権者	対象者
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号 （青色のせん光灯） 身分証明書	知事（健康福祉部）	（交付） 医療機関 医療関係機関 救援の委託業者
			（許可） 指定地方公共機関 医療機関 医療関係者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事（危機管理総局） 警察本部長 市町長 消防本部（局）長	（交付） 職員 （市町長の交付対象者には、消防団長、消防団員を含む。）
		知事（危機管理総局）	（許可） 指定地方公共機関

(4)　赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。